

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項）</p> <p>第 344 条 規程第 265 条第 4 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（ 1 ）～（ 6 ） （略）</p> <p><u>（ 7 ）端数金銭の振込先の金融機関口座に関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号</u></p> <p>ロ <u>口座名義人の氏名又は名称</u></p> <p><u>（ 8 ）</u>その他機構が定める事項</p> <p>2 規程第 265 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（ 1 ）～（ 4 ） （略）</p> <p><u>（ 5 ）端数金銭の振込先の金融機関口座に関する次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号</u></p> <p>ロ <u>口座名義人の氏名又は名称</u></p> <p><u>（ 6 ）</u>その他機構が定める事項</p>	<p>（振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項）</p> <p>第 344 条 規程第 265 条第 4 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（ 1 ）～（ 6 ） （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（ 7 ）</u>その他機構が定める事項</p> <p>2 規程第 265 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（ 1 ）～（ 4 ） （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>（ 5 ）</u>その他機構が定める事項</p>

2 附則

この改正規定は、平成 22 年 12 月 20 日から施行する。

以 上